

福岡県公安委員会（警察署）への 用途証明書の添付は今後不要となります

下記の場合には、用途地域に関する証明書は不要です。

- ①深夜酒類提供飲食店営業届出を行う場合
- ②風俗営業許可申請を行う場合
- ③特定遊興飲食店営業許可申請を行う場合

用途地域を証明する書類

Webまっぷの写し

※インターネットから印刷可能

区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域
建ぺ率 (%)	80
容積率 (%)	600
外壁の接面距離 (m)	
建築物高さの最高限度 (m)	
指定区域区分	
特別用途地区	
高度地区	
高度利用地区	
防火・準防火地域	準防火地域
風致地区	
駐車場整備地区	駐車場整備地区
臨海地区	
特別緑地保全地区	
流通業務地区	
生業静穏地区	
一団地の住宅施設	
地区計画等	

※都市計画課、建築指導課
窓口で印刷可能 (200円/枚)

(用途地域凡例)

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 工業専用地域

(防火・準防火地域、高度地区等凡例)

- 防火地域
- 準防火地域
- 第一種15メートル高度地区
- 第二種15メートル高度地区
- 第一種20メートル高度地区
- 第二種20メートル高度地区
- 高度利用地区
- 特別用途地区
- 地区計画

(都市計画道路凡例)

- 主要道
- 支線道
- 指定区域区分

(都市計画課)

福岡市住宅都市局 都市計画部 都市計画課
2023年04月24日 (月) 16時25分

※許可なく複写・転載を禁じます。福岡市都市計画課 電話：092-711-4388

どちらか一方を添付することで用途証明書は不要です

福岡市住宅都市局 都市計画部 都市計画課 土地利用係
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号
TEL 092-711-4388 FAX 092-733-5590
E-mail : toshikeikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp